

公 示 公 告

令和元年 8 月 23 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 秋田地方裁判所におけるビデオリンクシステムの移設等作業
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：秋田地方裁判所におけるビデオリンクシステムの移設等
作業

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和元年8月23日に公示公告した「秋田地方裁判所におけるビデオリンクシステムの移設等作業」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

- (1) 件 名 秋田地方裁判所におけるビデオリンクシステムの移設等作業
- (2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり。

- (3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和元年9月6日（金）正午まで（郵送、電子メール又はファクシミリによる提出可）

※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（10％）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

- (1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。
- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があ

るときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：清水）

電 話 03-3264-5864（ダイヤルイン）

F A X 03-3234-0923

電子メール Shimizu.Hirofumil18@courts.jp（cc:Kasai.Shunsuke006@courts.jp）

（F A X又は電子メールによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

令和元年8月30日（金）正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

第 1 件名

秋田地方裁判所におけるビデオリンクシステムの移設等作業

第 2 目的等

- 1 本業務は、秋田地方裁判所（秋田市山王 7-1-1）の裁判員法廷及び別室に設置されているビデオリンクシステム（付属のケーブル類を含む。以下同じ。）を、同一敷地内にある仮庁舎の移設先法廷等に移設し（以下、移転前の庁舎を「旧庁舎」といい、移転後の仮庁舎を「仮庁舎」という。）、機器の接続及び必要な調整を行うことで、各機器及びビデオリンクシステムが支障なく動作し、使用可能な環境を整備することを目的とする。

なお、下記 2 (2) 及び (3) の各機器の移設等については、本業務後、別の請負業者が行うことが予定されている。

2 各システムの概要

- (1) ビデオリンクシステムとは、裁判官及び訴訟関係人が在席する法廷とは別の場所（ビデオリンク別室）に証人を在席させ、法廷と別室とを接続し、映像と音声により相手の状態を相互に認識しながら行う尋問（以下「ビデオリンクによる証人尋問」という。）に利用するものである。
- (2) 裁判員法廷用 IT 機器（以下「法廷 IT 機器」という。）とは、裁判員法廷に備え付ける IT 機器であり、分かりやすい裁判の実現等に向け視覚化を行うためのものである。
- (3) 音声認識システムとは、法廷での訴訟関係者の発言内容をコンピューターに認識させることにより、発言を文字に変換するシステムであり、その変換結果を裁判員裁判対象事件の評議において、法廷での録画内容を検索する等のために利用するものである。

第 3 作業内容等

1 基本事項

- (1) 受注者は、本件移設作業を実施するに当たり、あらかじめ作業内容等の詳細について最高裁判所（以下「発注者」という。）及び発注者の指定する監督職員（以下単に「監督職員」という。）と打合せを行うこと。また、配線ルートの設置作業に当たっては、監督職員の指示に従い、綿密かつ円滑に行うこと。
- (2) 受注者は、作業管理者を配置し、発注者及び秋田地方裁判所との連絡調整に当たらせること。
- (3) 受注者は、本件作業及びその準備のために秋田地方裁判所に入構する場合には、事前に書面等により申請を行い、許可を得ること。

なお、申請方法及び申請期限については、監督職員の指示に従うこと。

- (4) 受注者は、2の作業を行うための作業内容とスケジュール案をまとめ、作業管理者を記載した第4の1の作業実施計画書を契約締結後14日以内に発注者及び秋田地方裁判所へ提出すること。
- (5) 受注者は、作業完了までの期間中、作業進捗報告や課題への対応について、発注者及び監督職員と適宜打合せを行うこと。
- (6) 本件作業に必要な機材及び部材（予備ケーブル類を含む。）は、受注者の負担と責任において準備・設置すること。

受注者が準備した予備ケーブルを用いて各機器を設置した場合には、当該ケーブルと既存のケーブルとの区別がつくように目印等をつけることとし、設置に用いなかったケーブルは、監督職員が指示した場所に運搬すること。

- (7) 受注者は、対象機器の設置場所については、監督職員の指示に従うこと。
- (8) 受注者は、本件作業にあたり、対象機器に破損・紛失等が生じないように留意し（機器間ケーブルについては法廷内床下配線の部分もあるため、抜線・配線の際は、切断・傷・破損のないよう十分留意すること。）、各機器に破損、紛失等が発生した場合、直ちに発注者及び監督職員に対して報告するとともに、受注者の責任と負担により修理若しくは弁償をすること。

なお、この破損、紛失等によって発生した損害についても受注者の負担とする。

- (9) 受注者は、本件作業に際して、天井の照明器具等に十分注意し、庁舎等の構造物に損傷を与えないよう養生等必要な措置を講ずること。設置場所では、火気を使用しないこと。対象機器の設置及び移動の際は、建物、設備備品等を破損しないよう必要に応じて養生をし、清掃及び梱包・残材等の始末を確実にすること。

なお、建物、設備備品等に損傷を与えた場合には、速やかに発注者及び監督職員に対して報告するとともに、受注者の負担により原状に回復すること。また、この損傷によって発生した損害についても受注者の負担とする。

- (10) ビデオリンクシステム機器に付属するケーブル類については、法廷IT機器及び音声認識システム機器との間で混在させないようにし、設置作業時に、他の機器に付属していたケーブル類を用いて接続しないように留意すること。
- (11) 本件移設作業に際して不具合が生じた場合には、発注者及び監督職員に報告するとともに、受注者の責任と負担において速やかに対策に当たること。
- (12) 受注者は、全作業の完了後7日以内に、第4の2記載の作業完了報告書を発注者及び秋田地方裁判所に提出すること。

2 移設等作業

(1) 対象機器

別紙1「移設対象機器一覧表」のとおり

(2) 作業場所

機器の撤去後、搬出・運搬作業を連続して行えない場合は、移設元の各部屋または

監督職員が指示する庁舎内の保管場所において保管すること。

ア 法廷

(ア) 移設元 旧庁舎 3 階 1 号法廷

(イ) 移設先 仮庁舎 1 階 101 号法廷

イ ビデオリンク別室

(ア) 移設元 旧庁舎 4 階第 2 小会議室兼質問手続室

(イ) 移設先 仮庁舎 1 階第 2 小会議室

(3) 作業期間

作業期間は以下のア及びイとし、土曜日及び日曜日を含む各期間内に作業を完成させること。

具体的な作業スケジュールについては、作業内容や(4)の作業順序等を考慮し、秋田地方裁判所と調整のうえ、効率的なものとなるようにする。

ア 移設元での機器撤去作業 ((5)のうち撤去、梱包作業)

令和元年 10 月 21 日 (月) から 11 月 15 日 (金) まで

イ 移設先での機器設置等作業 ((5)のうちその余の作業)

令和元年 11 月 5 日 (火) から 15 日 (金) まで

(4) 作業順序等

法廷における作業は次の順序等に従って行うこと。

なお、法廷 IT 機器及び音声認識システムの移設等については、本業務後、別の請負業者が行う予定である。

ア 移設元での機器撤去作業

ビデオリンクシステム機器の撤去を行う。

なお、撤去した移設対象機器等については、イの作業開始までの間、移設元の各部屋または監督職員が指示する庁舎内の保管場所において保管する。

イ 移設先での機器設置等作業

ビデオリンクシステム機器の設置を行う。

(5) 作業範囲

(1)のビデオリンクシステム機器を、(2)ア(ア)及びイ(ア)の移設元から撤去し、支障が生じないように適切な梱包等を施した上、(2)ア(イ)及びイ(イ)の移設先まで搬送、搬入、据付し、システムを構成する機器が問題なく動作するよう別紙 2 の配線図又は構成図に従った配線、接続を行い、(6)の動作確認を行った上で、検査職員による確認・検査を受けること。

なお、(6)の動作確認については、別室用機器を、(2)イ(ア)の移設元から、いったん(2)ア(イ)に搬送、搬入、据付したうえで、同所において、法廷用及び別室用の各機器の LAN 配線を直結することにより行う場合もあることから、どちらの方法によるかは発注者の指示に従い行うこと。

おって、AV用ケーブル・LANケーブルの配線時に必要な穴あけ工事・電気工事など建物側に関わる加工作業及び移設先の各部屋からルータまでのLANケーブルの敷設作業は調達対象外である。

また、本調達業務の対象外である法廷IT及び音声認識システムの構成機器及び配線図につき、別紙3-1、3-2、4ないし6を参照。

(6) 動作確認

ビデオリンクによる証人尋問を行うためには、法廷のビデオリンクシステム機器と別室のビデオリンクシステム機器の映像・音声相互に円滑に通信できるようにしておく必要がある。

そこで、次の確認作業を行うこと。

ア 動作確認にあたっては、使用マニュアルを参考に、法廷側の映像が別室側で正常に受信され、ビデオリンクシステム機器が正常に作動することを確認すること（接続テスト）。

接続テストに際しては、特に次の点を確認すること。

- ① 裁判長席にあるコントローラから、別室と接続、通信切断が行えること。
- ② 同コントローラにより法廷及び別室カメラが正常に動くこと（ズーム等）。
- ③ 同コントローラから別室書画カメラの映像に切り替わること。

イ なお、本調達における作業後に、法廷IT機器、音声認識システム機器、ミキサー、デジタル録音機等との接続が予定されていることから、上記アに際しては、別室側のモニターにより動作確認を行えば足りる。

第4 提出物等

1 作業実施計画書（第3の1及び2の作業を行うための作業内容とスケジュール案を記載したもの）

- (1) 提出期限 契約締結後14日以内
- (2) 提出場所 発注者及び秋田地方裁判所
- (3) 提出数量 紙媒体で各1部

2 作業完了報告書（作業が完了したことを示す文書。法廷の配線図及び写真を添付する。）

- (1) 提出期限 作業完了後7日以内
- (2) 提出場所 発注者及び秋田地方裁判所
- (3) 提出数量 紙媒体で各1部

3 書式

日本工業規格（JISP0138）A列4番縦置き、横書き、左綴じを原則とする。図表については、必要に応じてA列3番横置きを使用することができる。

なお、書式は、二穴パンチによる編てつを考慮したレイアウトとすること。

第5 著作権等

- 1 提出物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含め、提出物等の提出の際に発注者に移転する。ただし、著作物の創作に関し使用した受注者が独自に有する著作物、資料上の表現等については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、提出物等を使用するために必要な範囲で、著作権法上の権利（複製権、翻案権等の著作物を利用する権利）に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 2 受注者は、発注者の書面による同意がなければ、提出物等に関連して発生した著作権者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、本作業の範囲で、第三者が権利を有する知的財産権等を利用する場合には、受注者の責任と負担とにおいて、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関する一切の手続を行うものとする。

第6 特記事項

- 1 受注者は、本作業について、情報漏洩等の防止措置を講じ、本作業終了後の情報セキュリティ保持に影響を及ぼさない態勢を保証し、本作業終了後は、速やかに作業用に保持していた機密情報を廃棄すること。
- 2 受注者は、本仕様書の記載内容及び本契約により知り得た一切の秘密については、本契約終了の前後を問わず、他に漏らしてはならない。裁判所が保有する個人情報を含む秘密が漏れいするなどの事故が発生した場合には、直ちに事故の内容を発注者に報告し、事故の対応に当たらなければならない。
- 3 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、発注者から事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りでない。この場合、受注者は委託先に対し、本件作業において知り得た一切の情報を、本件作業以外の目的で使用しない義務並びに機密情報の破棄及び個人情報の適正な処置を行う義務を負わせること。
- 4 本件作業に関連して受注者に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用（機器の保管料を含む。）は、別途発注者に対して請求しないものとする。
- 5 受注者は、別途調達するミキサーの設定調整等の業務を行う業者と作業日程や内容について協力し、円滑な作業を行うこと。

また、受注者は、本作業にあたり法廷IT機器、音声認識システム又はビデオリンクシステムに関する技術情報を開発業者から取得する必要がある場合、又は何らかの技術協力を得る必要が生じた場合、開発業者から取得等のために必要な一切の手続等を行うとともに、その実施・使用に対する一切の責任を負うものとする。
- 6 受注者は、本契約に関連して発注者及び秋田地方裁判所が、質問に対する回答、検査、資料の提出等を求めた場合には、適切に応じること。
- 7 本仕様書に記載されていない事項又は仕様について疑義が生じた場合には、発注者、秋田地方裁判所及び受注者が協議の上、決定するものとする。

(別紙1)

移設対象機器一覧表

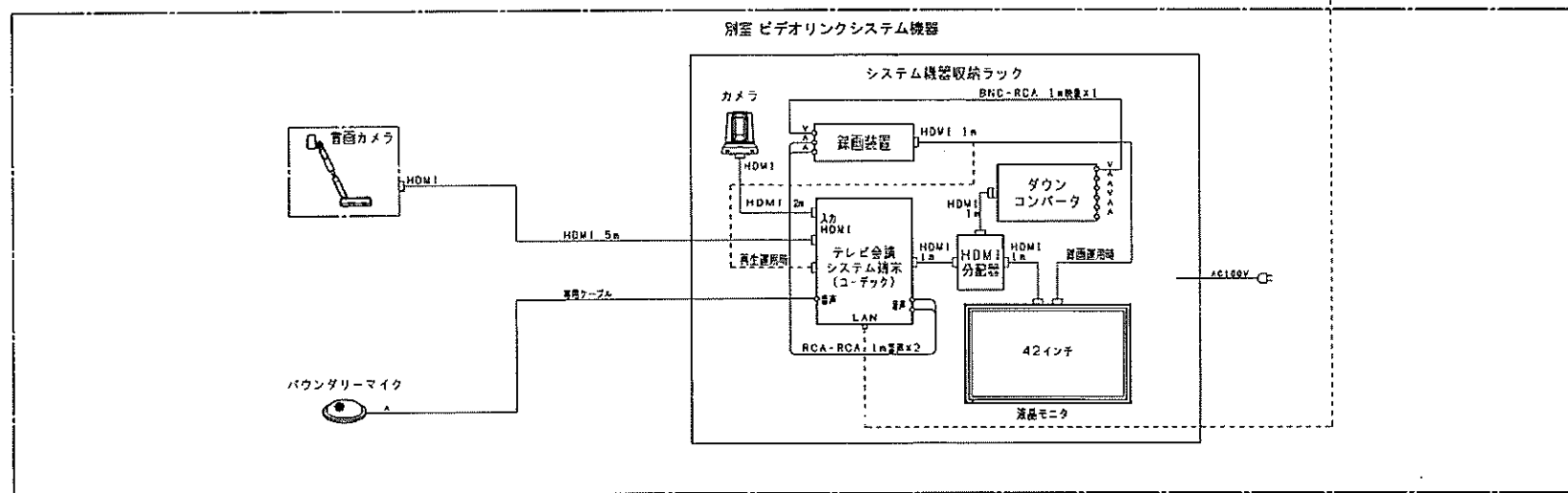
ビデオリンクシステム

No.	品目	メーカー	型番	1 法廷当たりの数量
法廷用				
1	テレビ会議システム端末	Panasonic	KX-VC1300J	1 台
2	カメラ	Panasonic	GP-VD151J	1 台
3	三脚	Libec	TH-650HD+DL-2B	1 台
4	コントローラ (タッチパネル) ※ 1	HP	J4M78PA-AAAA	1 式
5	録画装置	Panasonic	DMR-BWT560-K	1 台
6	HDMI 分配器 ※ 3	イメージニクス	DIF-12A	1 台
7	接続パネル	Panasonic	特注品	1 台
8	主電源ユニット	Panasonic	WU-L61	1 台
9	システム機器収納ラック※ 2	カレ	特注品	1 式
10	HDMI 分配器	ATEN	VS182A	1 台
11	ダウンコンバータ	イメージニクス	CRO-DVC13	1 台
12	ラインコンバータ (バランス変換器)	アイソック	LA-40MK3	1 台
13	HUB	Panasonic	PN21059	1 台
別室用				
1	テレビ会議システム端末	Panasonic	KX-VC1300J	1 台
2	液晶モニター	Panasonic	TH-42LFE7J	1 台
3	カメラ	Panasonic	GP-VD151J	1 台
4	書画カメラ	Aver	AV-M70	1 台
5	バウンダリーマイク	Panasonic	KX-VCA001	1 台
6	録画装置※ 1	Panasonic	DMR-T3000R-K	1 台
7	システム機器収納ラック※ 2	ハヤミ工産	PH 775-7701-7702	1 式
8	ダウンコンバータ	イメージニクス	CRO-DVC13	1 台
9	HDMI 分配器	フレックシステム	REX-HDSP2A	1 台

※ 1 付属品も含む。

※ 2 ケーブル類については、本収納ラックに含む。

※ 3 設置場所が法廷 I T ラック内のもの (NO. 10 と区別)。
なお、本件作業における移設先への機器の設置時点においては、法廷 I T ラックは設置されていない予定である。



(参考)裁判員法廷用IT機器

No.	品 目	規 格	メ ー カ ー	1法廷当たりの 数量	
				数量	単位
1	書画カメラ	VZ-8light4	ヴォルフビジョン	1	式
2	書画カメラ設置台	HA-66	共栄商事	1	式
3	デスクトップPC(書記官操作用)	OptiPlex9010 SFF	DELL	1	式
4	プリンター	C301dn	OKI	1	式
5	液晶タブレット	DTK-1300/KO	ワコム	1	式
6	液晶タブレット制御装置(マウス含む)	DPM-5000	IDK	1	式
7	スイッチャー	MSD-5401	IDK	1	式
8	HDMI分配器A	HD-108SP	DVS	1	式
9	HDMI分配器B	VAC-2000HD-A	IDK	1	式
10	ツイストペア送信機	KE101DT	興和光学	2	式
11	無停電電源装置	BX50F	オムロン	1	式
12	HDMIケーブル延長器(送信器)	COS-T100HD-A	IDK	1	式
13	HDMIケーブル延長器(受信器)	COS-D100HD-A	IDK	6	式
13	HDMIケーブル延長器(受信器)	COS-R100HD-A	IDK	1	式
14	HUB	CG-SW05TXR	コレガ	1	式
15	機器接続パネル	外形寸法:W480×H44 (1U) 本体材質:SPCC鋼板製	PSN	1	式
16	専用台(書記官席用)	外形寸法:W577×D620 ×H1,050 本体材質:木製	PSN	1	式
17	大型ディスプレイ	TH-65PB1J	パナソニック	2	式
18	専用スピーカー(2本セット)	TY-SP65P11S	パナソニック	2	式
19	ツイストペア受信ボード	KE101HB	興和光学	2	式
20	液晶ディスプレイ	EV2116W-BK	EIZO	10	式
21	デジタル映像・音声ケーブル(10M)	HDMI(10m)		6	本
22	デジタル映像・音声ケーブル(5M)	HDMI(5m)		10	本
23	デジタル映像・音声ケーブル(3M)	HDMI(3m)		2	本
24	アナログ映像ケーブル(10M)	Dsubコネクタ付RGB ケーブル		4	本
25	アナログ映像ケーブル(1. 5M)	Dsubコネクタ付RGB ケーブル		2	本
26	アナログ音声ケーブル(10M)	L-4E4-2ATまたは MR202-2AT		2	本
27	アナログ音声ケーブル(1. 5M)	L-4E4-2ATまたは MR202-2AT		2	本
28	LANケーブル	CAT6		2	本
29	同軸ケーブル	BNCコネクタ付 ケーブル		7	本
30	USBケーブル	USB2-EXA50	エレコム	5	本
31	電源ケーブル	TAP-MG341N-10	サンワサプライ	1	本
32	デジタル映像・音声ケーブル(1M)	HDMI(1m)		2	本

※ 大型ディスプレイについては、ベース金具を含む。

(ハードウェア)

項	品 目	規 格	数 量	備 考
第1 音声認識兼アプリケーションパソコン				
1	ワークステーション(Express5800/52Xa)	Express5800/52Xa	1	
第2 モニター				
1	21.5型液晶ワイドディスプレイ	LCD-AS223WM-W4	1	
2	電源延長コード	TAP-EX33-10BK	1	
第3 オーディオキャプチャデバイス				
1	オーディオキャプチャデバイス	UA-1010	1	
第4 ビデオキャプチャデバイス				
1	ビデオキャプチャデバイス	Osprey 100e	1	
第5 ビデオカメラ				
1	ビデオカメラ	HDR-PJ800	1	
2	吸盤式カメラマウント	DDFG-SCTN	1	
3	延長用ロングシャフト	DDMOUNT-AC-EXT	1	
4	外付けハードディスク	HD-PCF1.0U3-BB	2	
5	USB2.0リピーターケーブル	BSUAAR250WH	1	
6	USB切り替えスイッチ	U2H-TZS420SBK	1	
7	AVケーブル	VMC-15MR2	1	
8	RCAジャック ⇄ BNCジャック	LRCA-JBJ	1	
第6 ワイヤレスマイク送信装置				
1	ワイヤレスマイク送信装置(充電電池含む)	WBA-005-T	2	
2	ネックストラップ	DG-ST11BK	2	
3	充電器	WBA-005-C	1	
第7 ワイヤレスマイク受信装置				
1	ワイヤレスマイク受信装置	WBA-005-R	1	
第8 マイクロフォン				
1	エレクトレットコンデンサーマイクロホン	ECM-CZ10	2	

第9 モニター切替機				
1	モニター切替器	CS1762A	1	
2	DisplayPort-DVI変換コネクタ	N8005-1003	1	
3	DVIケーブル	KC-DVI-5K	1	
4	HDMI→DVI-D変換コネクタ	AD-HD02	1	
5	USB KVMケーブル(DVI)	2L-7D05U	2	
第10 ラック				
1	音声認識システム専用ラック	-	1	
2	アースコード	TAP-BBA5	1	
第11 無停電電源装置				
1	無停電電源装置	N8180-69	1	
第12 ケーブル				
1	RCA-BNCケーブル	D3C10A-SR	1	
第13 ミキサー入力モジュール				
1	ステレオインプットモジュール	D-936R	1	
第14 ミキサー出力モジュール				
1	ラインアウトプットモジュール	D-971M	1	

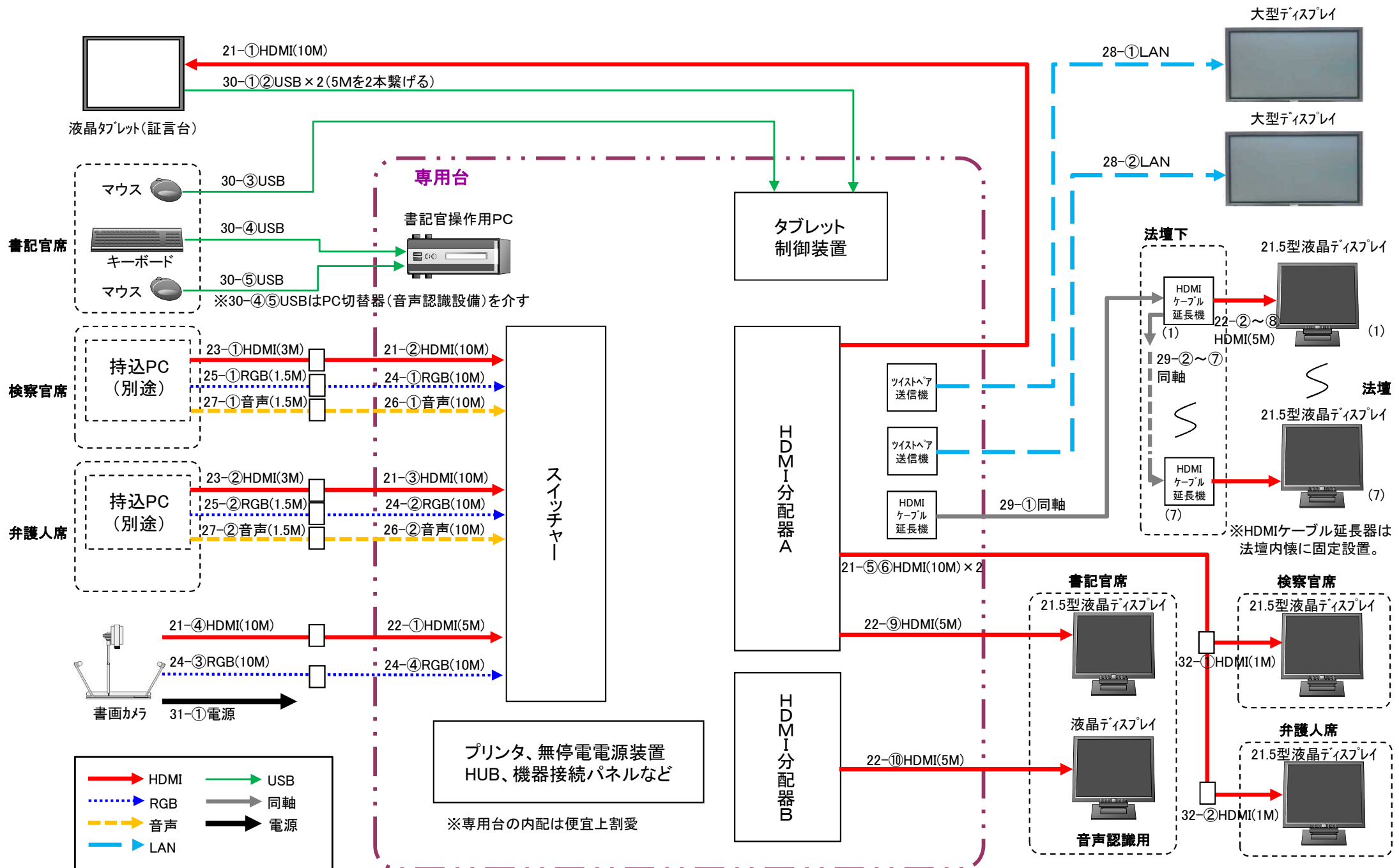
(ソフトウェア)

項	品 目	規 格	数 量	備 考
第15 ソフトウェア				
1	Microsoft Windows7 Professional SP1 (64bit)	-	1	
2	PowerChute Business Edition Basic v9.1.1	-	1	
3	Windowsムービーメーカー	-	1	
4	Windows DVDメーカー	-	1	
5	SONAR X1 LE	-	1	

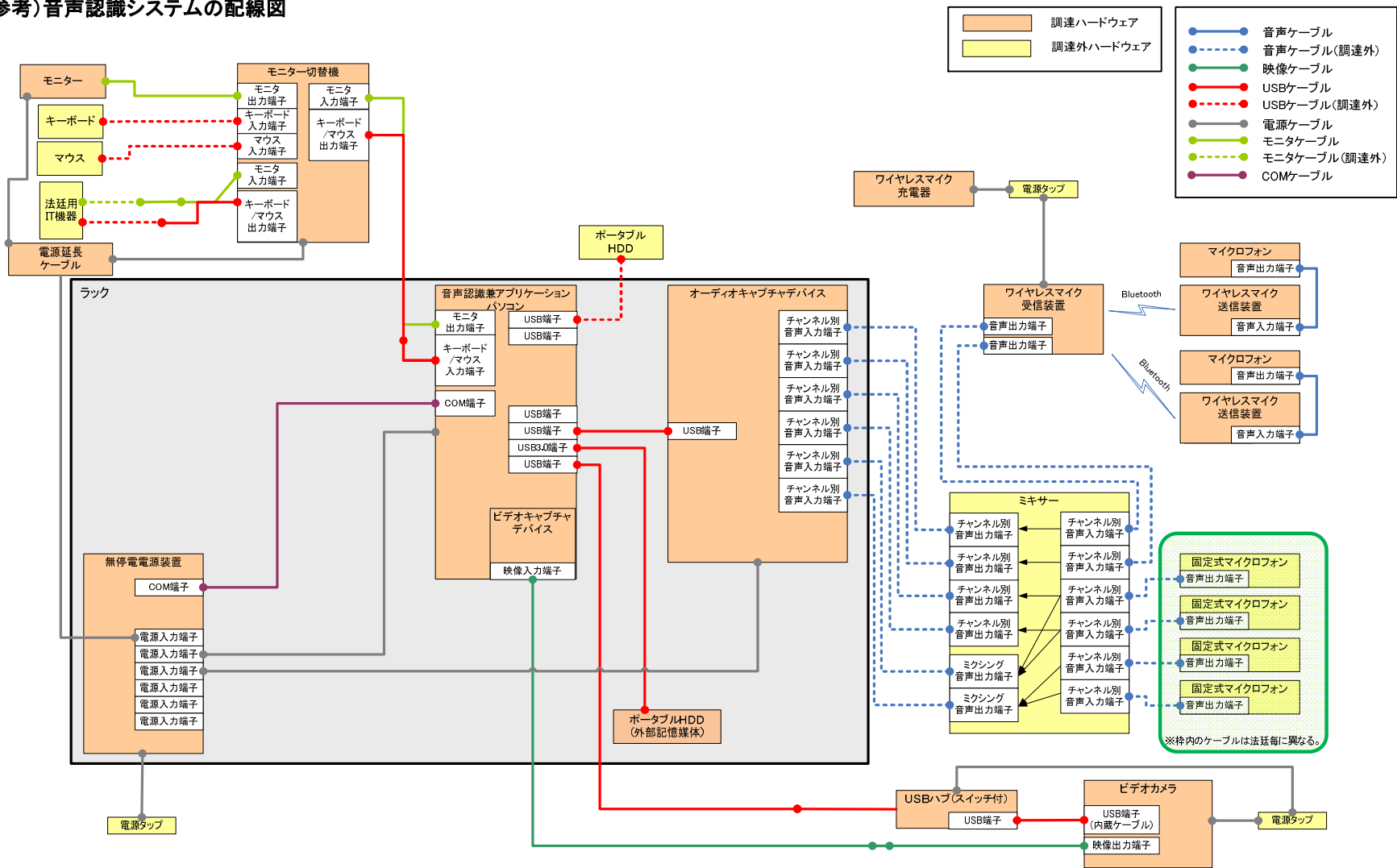
(別紙4) (参考) 配線図 (法廷 I T)

※専用台からの外線ケーブルは、基本的に床下配線とする。

※大型ディスプレイは壁掛設置。
壁掛金具は設置済とする。



(別紙5)
(参考)音声認識システムの配線図



(参考)音声認識システムの構成図

